

一般財団法人みらい財団

懸念事項等の考え方

ご質問の点に関して、当財団の考え方について以下のとおりご回答申し上げます。なお、本回答に関わらず、より適切な組織運営のために改善すべき事項などがありましたら、ご指摘いただければ柔軟に対応していく所存です。

- ① 戦略アドバイザー委員の役割が大きすぎないか、業務運営上の役割は何であるかと懸念する指摘があるが、これらに対する考え方を伺いたい。

(回答)

戦略アドバイザー委員の役割が大きすぎないか、というご懸念ですが、当財団の戦略アドバイザー委員会の役割は別添資料のとおり、中長期計画の策定及び進捗状況の管理に資する情報収集と助言と規定していますので、この定義に定める以上の役割を担う権限はなく、役割が過大になることはありません。【参考：別添資料「みらい戦略アドバイザー委員会の役割と位置づけ」】

また、戦略アドバイザー委員に限らず、すべての委員会は理事会の諮問機関となります。重要な最終決定は、すべて理事会で判断します。よって、戦略アドバイザー委員が理事会権限を超えて過大な意思決定を担うことも、組織のガバナンス構造上できない形になっています。

今回の取組みは日本で初めての非常に難しい取組みであるため、不透明な見通しの中、それでもなお中長期の戦略を描いていくことが、非常に重要です。その観点から、本委員会を設置しております。

本プロジェクトは、成果が出せなければ、5年後の抜本的見直しによって、その存在意義を疑われる可能性があります。当初より5年後、そしてその先を見据えた戦略的な打ち手を打っていくためには、外部の叢智を結集する必要があります。

- ② 団体内・外部を含め、専門性の高い多様な人材が集まっているが、まとめきれぬか。具体的にどのように意思疎通・合意形成を進めるのか。また、マネジメントの観点から、各種委員会間の業務の中立性・公正性をけん制する

仕組みがあるのか、懸念する指摘がある。これらに対する考え方を伺いたい。

(回答)

私たちの専門性の高い、多様な人材をご評価頂き、誠にありがとうございます。

前提として、公正性の確保の観点からは、一握りの人たちで意思決定をするのではなく、多様な人たちの意見を集約していくことやその意思決定過程の透明性と公開性を担保していくことが大切です。

そのため、専門性の高い多様な人材を集めた委員会等を私たちが設置していることはご覧の通りです。

そしてその委員会運営においては、私たちは意思決定のプロセスを明確にしているため、まとめきることが可能だと確信しております。

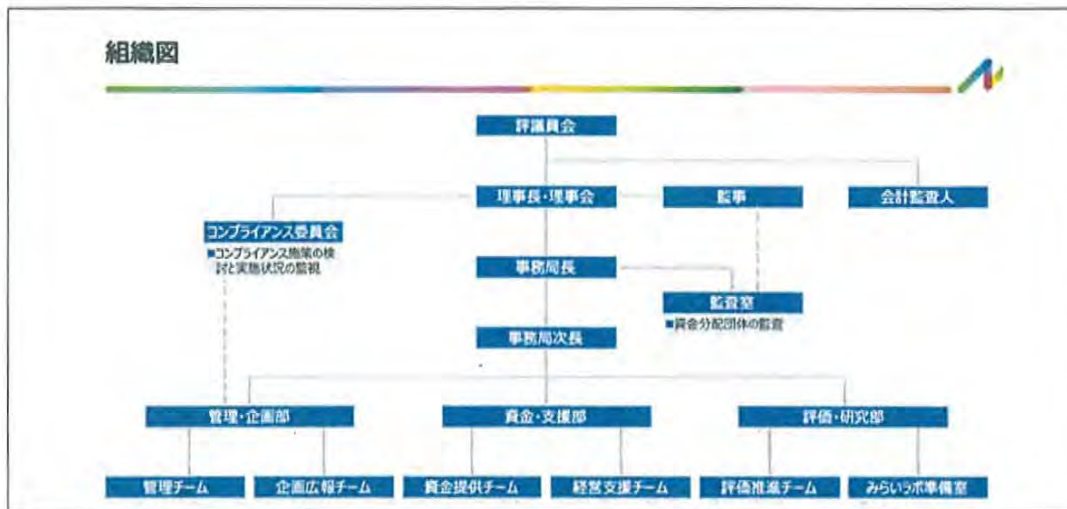
具体的に申し上げますと、各委員は助言を行う立場であり様々な切り口の論点を提案していただきます。意思決定は理事会が行い、実務は事務局が行うという役割分担を明確に位置づけています。委員会の中で合意形成が完全にはできないこともあり得ますが、その場合には両論を併記し、それぞれの分析を記述して理事会での適切な意思決定に資する情報提供をすることになります。

また、各委員会はそれぞれ独立しており、他の委員会の委員が所掌範囲を超えて他の委員会委員に対して影響を及ぼすこともありません。

そして中立性・公正性に向けて委員会間をけん制する仕組みとしましては、内部通報制度を活用します。内部通報制度は委員にも適応されます。内部通報受付窓口は管理・企画部と弁護士事務所の2ライン用意します。そのことにより、不適切な他委員の関与について委員からの通報体制を整備します。

コンプライアンス委員会が利益相反関係や不適切な関与等について、全体を管理します。

コンプライアンス委員会の監査を含めて委員会全体の運営が適切に行われ、かつ理事会・評議員会の運営が適切であるか、不適切な委員会関与がないかについての監査は監事が行います。監事の不適切行動が指摘された場合にはコンプライアンス委員会がチェック行うことで、相互にけん制しあう体制を整備します。



- ③ 中期計画では、4年目から予算を倍増させていく計画となっており、挑戦的・アグレッシブなものになっているが、実効性は未知数とか、まとめきれぬか懸念する指摘がある。これらに対する考え方を伺いたい。

(回答)

まず、私たちは、初年度：28億5千万円→次年度：36億円→3年目：40億円→4年目：80億円→5年目：120億円と総助成額を推移させていく計画を立てておくことは企画書で述べた通りです。

【日本の助成財団から既に1,000億が供給されている】

こうした規模感に関する議論の前提として、例えば共同募金会などの複数の既存の組織では、既に年間100億円を超える金額を毎年助成しているという事実があり、その他の助成事業を全体としてみますと、助成を行っている組織の助成総額は助成財団センターの調査でも1,000億を超えています（研究支援関連の助成と、文化、福祉、NPO・市民活動等を含む）。

無論、それらには現時点で休眠預金の関連分野や対象に関連するもの以外もありますが、これら民間助成金に加えて、既に行政からも多くの補助金が現場の団体に提供されている現状を踏まえると、このような既存助成金等市場から比較しますと、資金を現場で受け取る団体の事業遂行・運営管理能力との関係性では本取組みは相対的に見ても過度に挑戦的・アグレッシブなものではないと考えています。

ちなみに、英国の休眠預金活用の取組みでは、2018年から4年間で3.3億ポンド（470億円）、年間117億円が投入されることが決まっています。英国の人口規模が我が国の半分であることから換算すると、日本ではその倍以上

となるわけなので、私たちの5年目で120億円という水準は、比較すると高いものではない、ということになります。

【資金分配団体の数と能力の観点と柔軟性】

また、私たちの計画では最初の3年間に資金分配団体の能力強化や、新たな資金分配団体の参入誘発を含めた様々な取組みを行います。

その結果、すべてがうまくいくハイケースシナリオとしてこの計画を案として提示しています。

5年後の抜本見直しの時点で、国民目線から見て、成果があったと思われる結果を出すためには、ある程度高い目標を定めて、そこに向けて経営資源を投入していくという発想が重要であるとの考え方で本計画は策定されています。

ただ、当然のことながら、計画はあくまで現時点での仮説シナリオであり、状況に応じて見直しすべきものであると考えています。まず、最初の3年間の取組みを踏まえてしっかりと資金分配団体の状況、現場の成果の発現状況などをレビューすることを想定しています。3年間を振り返り、この計画のような資金提供量の増加が難しいと判断した場合は、4年目に倍増させるということではなく、内閣府等とも相談しつつ適切な金額レベルに修正を行います。

- ④ 未来構想 PF メンバー等のうち約4割がみらい財団関係者と見受けられるが、財団の評議員・役員・職員・専門家の中に、特定の団体のメンバーが多いことについて、考え方を伺いたい。また、休眠口座国民会議の後継である未来構想 PF で2017年初から20回議論を重ねたということ、また、休眠預金等活用審議会の専門委員であった者が評議員となっていることに関し、立法時等における利益相反防止の観点からのルールメーカーとプレーヤーの重複回避の議論について、どのように考えているか、伺いたい。

(回答)

未来構想プラットフォームはウェブサイトにもある通り、特定の団体でも組織体でもなく、多様な意見を取り入れるために作られた会議体であると認識しています。個々人が自由に休眠預金について意見交換や情報共有をする場です。

更に単なる議論の場なので、予算や議決権、構成員の義務等も無く、組織と

しての形態が整ったものではありません。よって、『特定の団体』のメンバーが多い」というご指摘はあたりません。

(※未来構想 PF の HP の説明文 (引用) : この休眠預金が最適に活かされて、よりよい日本の未来を創っていくために、民間でも幅広い議論を行い、制度への理解促進が必要であると考え、フラットに多様な人たちが意見交換する場を設けようということで、休眠預金「未来構想」プラットフォームという名称での会議体を発足しました。このプラットフォームは、意思決定権があるわけではなく、特定の共通見解をまとめたり、特定の提言をするということではなく、幅広い人たちが「メンバー」となり、あくまで自由に休眠預金の活用について意見交換を行う会議体として運営をします。(このプラットフォームの全体会合は自由に誰もがオブザーブ参加できる意見交換の場であり、「メンバー」はその中でも継続的に情報提供や意見交換への参加を希望した方になっていただいています。メンバーは特定の権利・義務関係を同プラットフォームとは有しておりません。)

未曾有の社会実験である休眠預金活用を成功に導くためには、一握りの組織や人で企画を独断で考えてしまっただけでは、多様性を見失い、来たるべき未来の形を描くことはできないと考えています。

【未来構想プラットフォームメンバーの4割がみらい財団関係者ではない】

また、上記を踏まえた上で、みらい財団の評議員12名、理事・監事5名、職員18名、委員28名の役職員・委員合計63名のうち、未来構想プラットフォームでの議論に参加したことのある参加者は11名で17.5%となります(実践者ダイアログパートナーはヒヤリング対象者であり、当財団の意思決定に対して影響を与えることができない方たちですので、この計算に入れることは適切ではないと考えます)。

一方で未来構想プラットフォームのウェブサイトによると、プラットフォームのアドバイザーとメンバーは合計33名であり、そのうち9名(27%)がみらい財団の役職員、委員になっています。

こうしたことから、4割がみらい財団関係者というご指摘はあたらない、ということを確認したいと思います。

繰り返しますが、私たちみらい財団は特定の団体・組織などによって構成されたグループではなく、理念とビジョンを信じて多様なセクターから集った、

個の集まりです。

【議論を重ねたことの問題性の有無】

次に、「休眠口座国民会議の後継である未来構想プラットフォームで2017年初から20回議論を重ねた/立法時等における利益相反防止の観点からのルールメーカーとプレイヤーの重複回避」という点ですが、今回のように前例の無い社会実験を生み出す際に、多様なプレイヤーとあるべき姿を描く議論を十分に行わないことこそ、大きなリスクであると考えています。

企画を作成する前に、ソーシャルセクターを含めた多様な人々の意見をぶつけ合わせ、より良い姿を形作っていくことは、立法時における利益相反防止の観点に、なんら抵触するものではないと考えています。

【審議会元専門委員が評議員であることの問題性の有無】

3つ目に、休眠預金等活用審議会の専門委員であった者が評議員となっていることに関しまして、「立法時等における利益相反防止の観点からのルールメーカーとプレイヤーの重複回避」等の懸念はあたないものと考えております。

今回のスキームにおいて重大な利益相反として想定されることは、指定活用団体の意思決定に携わる者と、資金分配団体と民間公益活用団体との関係性にあると考えています。

我々みらい財団においては、評議員・役職員は資金分配団体や民間公益活動団体となることを意図して就任してはおりません。（ご指摘の当該元専門委員についても、経営に参画している団体が資金分配団体、民間公益活動団体になることはありません）。

また、制度的な観点から言えば、休眠預金等審議会令第二条第2項によれば、審議会の「委員」とは違い、「専門委員」には審議会における議決権もなく、指定活用団体の審査権もありません。その点の位置づけの違いも考慮に入れる必要があると考えています。

さらに、手続き的な観点から言えば、貴府は専門委員を依頼する際に「将来、指定活用団体に関わってはいけない」というアナウンスは一切なかったと承知しています。公式な文書である、政令第140号休眠預金等活用審議会令においても、そうした記述はありません。さらには当該委員は内閣府休眠預金準備

室長とも相談の上、専門委員を辞任しています。

加えて、同専門委員退任後に開催された平成 30 年 5 月 16 日第 13 回休眠預金等活用審議会議事録においても、これまでの審議に参加した人も、指定活用団体の創設に関わることは問題はない、という意見が大勢であったことが示されています。「指定活用団体の指定に係る審議に当たって」の資料にも示されている通り、83%の委員が「18 年 9 月以降に審議会に在籍していた委員が指定活用団体に参画しないこと」に賛成しています。つまり、その 5 ヶ月前に辞任している当該専門委員に問題がないことは、委員会の大多数の意見であると言って良いと認識しています。

よって、事前に定められたルールに則って専門委員に就任し、かつ同委員によれば貴府に相談した後、貴府の提示したタイミングで辞任するというプロセスに従っていることも踏まえると、明文化されていない後付けの基準で適格性に疑義を見いだしたならば、それは適切なプロセスとは言えない、と私たちは考えます。

ただ一方、万が一にも国民目線から見て疑義が生じないように、質問者のご懸念に対し、みらい財団では次の 3 つの点を強調して申し上げたいと思います。

①評議員の役割は限定的です

評議員は、決算の承認、理事の選任など限定的な監督業務を年に 1 ～ 2 回程度の評議員会で行う役割です（事業計画の承認は含まれません）。

同委員はこの評議員に就任する予定です（現時点では本人内諾済みですが、正式には未就任であり、1 月の評議員会において就任を予定しています）。当財団では 10 名（新規評議員就任で 12 名を予定）の出身団体を異にする多様かつ社会的地位のある評議員がおり、多数決で議決をすることから、そのうちの特定の個人が意思決定に大きな影響を与えることはできません。また、評議員が事業計画の策定、資金の配分方針、個々の資金分配団体の選定といった個別案件や業務管理について関わることはありません。

②強力なガバナンスが担保されています

理事会、評議員会の議事録は公開され、議論の過程は透明性をもって公開されるため、特定の個人が影響を与えることは困難な仕組みとなっているほか、執行を担う理事会においては、理事長が最高検察庁元検事であり、日本を代表するリーダーである堀田力が務めており、公正性に影響を与える特定個人の

関与を看過することはないと断言できます。

③助成の決定プロセスの厳密さと透明性

更に、資金の分配の決定プロセスには複数の階層を設けてトリプルチェックがなされ、いずれも透明性をもって行います。具体的には、独立した資金分配団体審査委員会による審査、公告縦覧を行うことによる市民によるチェック、更にはコンプライアンス委員会による利益相反のチェック、こうした取り組みを行ったうえで、理事会により決定されるため、特定の評議員・委員が助成の意思決定に影響を与えることは不可能です。

最後に、繰り返しのご説明になりますが、利益相反に関しましては、常勤監事、コンプライアンス委員会、内部通報等を駆使し、しっかりと利益相反が起こらないようにけん制、監視していくことは言うまでもありません。

- ⑤ 1億円の基本財産は一般社団法人みらい財団設立準備会の拠出とあるが、当該社団や、1億円の内訳について伺う。また、2億円の融資が実行されるのはどのような場合を想定しており、どのように返済をする予定か。その他、評議員、役員、職員、戦略アドバイザー委員等が関係する団体が資金分配団体や民間公益活動を行う団体に応募した場合、どのように利益相反防止を図るか、具体的に示して頂きたい。

(回答)

一般社団法人みらい財団設立準備会は、その名のとおり、みらい財団を設立するために発足した社団法人です。志に共感した多くの方々から寄付を集め、基本財産を形成しました。

私たちは既存の特定団体が母体になった組織ではなく、有志が集った中立的で新たな存在です。よって、財源も特定企業や財団のみから拠出する選択肢は無く、有志が声をかけ寄付が出せる個人や団体の力を合わせることにしました。

1億円の内訳につきましては、別添の参考資料：寄付者名簿をご確認ください。(本資料は、個人情報にあたるため、非公開での対応をお願いいたします)

ここで改めて確認したいのは、他の公益的な活動をする財団と同様、寄付者はあくまで社会貢献の意識と趣旨賛同の想いで寄付をしているということで

あり、寄付をすることによる、みらい財団への意思決定等への影響は一切ないということです。また、審査会の場合でもご質問を受けましたが、寄付に伴う特定の契約や金銭的・役務的見返りなどは一切ありません。

寄付者の何人かは役職員、委員にもなっていますが、そうした人たちも利益相反防止規程、コンプライアンス委員会のチェックなどにより、不公正な利益を得ることができないことは既にご説明申し上げているとおりです。

【融資について】

当財団は、現時点で1億円の自己資金があります。2億円の融資は、指定活用団体の指定が取れた場合に、事業運営にかかる経費について民間金融機関等よりつなぎ融資を受け、返済に関しましては来年度に休眠預金の振込がされた後に返済することを想定しています。

【役職員・委員の利益相反防止について】

まず役職員及び資金分配団体審査委員、コンプライアンス委員は、資金分配団体の役職員になることは規程上できません。

また、役職員及び資金分配団体審査委員、コンプライアンス委員が役職員となる団体が「民間公益活動を行う団体」となるために助成申請した場合、コンプライアンス委員会で審査をして、国民目線から見て不適切とならないよう、役員等の辞任等の手続きを含めた最適な対応をしていく予定であり、こうした利益相反を防ぎます。特に資金分配団体審査委員については厳格に対処していく所存であり、資金分配団体審査委員は民間公益活動団体の役職員とはならない運用とするよう規程変更を含めて対応し、指定後、民間公益活動に関与しない委員を追加人選していきます。

そうした手順を指定活用団体関係者には周知徹底すると共に、資金分配団体や民間公益活動団体にも、助成要項や申請チェックリスト等の形で周知徹底していきます。不適切な対応があった場合には事後的な資金配分の取り消しを含めて厳正に対処してまいります。

資金分配団体審査委員・コンプライアンス委員以外の委員についても、現行規程に加えて、役職員同様、資金分配団体にはなれないこととし、すべての委員が資金分配団体の役職員にはならない状態を実現します。

加えて、資金分配団体審査委員・コンプライアンス委員以外の委員が役職員となる団体が「民間公益活動団体」となるために助成申請した場合は、同委員が意思決定に一切関与しない状況が担保されているかをコンプライアンス委員会等で確認していきます。

また、当該役職員・委員が財団設立準備会への大口寄付者（100万円以上）である場合には、国民目線から疑義が生じないよう、資金分配団体・民間公益活動団体とはならないことを確認しており、かつそれ以外の寄付者についても特に厳格に利益相反審査を行うこととしております。（また、当該役職員・委員退任後も厳格な利益相反審査の対象となります。）。法人寄付者についても、資金分配団体・民間公益活動団体にならないことを確認しております。

助成後については監査によって、利益相反関係がないかのチェックがあり、また公益内部通報制度の整備や、利益相反関係についての年の2回の役職員からの報告など包括的なチェック体制があります。問題発生時にはコンプライアンス委員会による審査・調査が行われることを通して、指定活用団体関係者が関わる団体への助成を防ぐ仕組みになっていることは、企画書で既にお示しした通りです。

最後に、役職員および委員は、審議事項や業務遂行に関し判断の中立性・公正性に疑義（利益相反）を生じさせるおそれのある事情がある場合には、理事長に対して遅滞なく申告を行う義務を定め、徹底していく予定です。

プロセス

【通常の監督】

助成契約締結

- 助成契約で包括的な監督方針や事項について合意。監督事項の役員の理解を確認

定期報告

- 定期報告や通報制度を通じた不適切行為の早期発見や予防

通報制度等

実地監査

- 原則資金提供後1年毎に実地監査を実施（必要があれば随時実施）

【問題時の監督】

立ち入り検査

コンプライアンス委員会審査

- 問題発生時は、立ち入り検査実施
- コンプライアンス委員会の審議を経て、理事会で資金分配団体の選定取り消しを決定

理事会の最終決定

- ⑥ 立法時の趣旨や国民一般から見ても中立・公正な業務運営の実効性を、どのように担保していくのか、具体的な仕組みや対応方針を伺いたい。

(回答)

【「公正」と「中立」について】

まず、語の定義を明確にさせていただきたいと思います。「公正」については、休眠預金等活用法ならびに「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」においても記述があり、特に基本方針においては「利益相反防止の徹底」によって公正性の担保を行う旨が書かれており、これまでも述べてきたように、我々は内部的に常勤監事、コンプライアンス委員会、内部通報制度等、利益相反防止の徹底を担保する仕組みを内在しています。

また指定活用団体における「中立」と言う語においては、休眠預金等活用法そのものには記述がなく、また基本方針にも書かれてはいないと承知しています。記載があるのは「内閣府・金融庁 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律説明資料」の P14 に以下のようにあるのみと理解しています。

指定活用団体の体制 ※平成30年以内に公募により指定の予定

指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的な活用を担保する観点から、民間公益活動促進業務の適確かつ公正な実施に支障を及ぼすおそれなく、特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、**中立的な立場**を守る必要があるほか、不正行為や利益相反等の自らの組織運営上のリスクを管理するための体制が整備されている必要があります。

ここでは、「特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る」必要があると述べられていますが、我々は特定の目的を有して活動している既存の団体を母体にした組織ではなく、オールジャパンで理念のもとに集った個人の集合体です。その意味で内閣府説明資料が意図する意味で、中立的です。

また、この中立性と言う言葉が質問で幾度か選択されていますが、それが「現場の活動への関与の経験のあるなし」を意味しているとしたら、その用法で使われるべき語ではないと考えています。

なぜなら社会課題の解決に一切関与したことがない、ということをもって中立性とする、立法の趣旨である社会課題の解決に資する指定活用団体としての役割を果たすことが困難になると考えているからです。

これらを総合的に鑑み、基本方針の求める公正性があり、そして既存の団体

では取りづらい「中立」的な立場を取ることが十分可能だと考えております。

【利益相反防止のための具体的な仕組みと対応方針】

ここからご質問の「どのように担保していくのか、具体的な仕組みや対応方針」について述べます。

利益相反の防止の徹底は繰り返しになりますが、以下の方法で行います。

まず役職員及び資金分配団体審査委員、コンプライアンス委員は、資金分配団体の役職員になることは規程上できません。

また、役職員及び資金分配団体審査委員、コンプライアンス委員が役職員となる団体が「民間公益活動を行う団体」となるために助成申請した場合、コンプライアンス委員会で審査をして、国民目線から見て不適切とならないよう、役員等の辞任等の手続きを含めた最適な対応をしていく予定であり、こうした利益相反を防ぎます。特に資金分配団体審査委員については厳格に対処していく所存であり、資金分配団体審査委員は民間公益活動団体の役職員とはならない運用とするよう規程変更を含めて対応し、指定後、民間公益活動に関与しない委員を追加人選していきます。

そうした手順を指定活用団体関係者には周知徹底すると共に、資金分配団体や民間公益活動団体にも、助成要項や申請チェックリスト等の形で周知徹底していきます。不適切な対応があった場合には事後的な資金配分の取り消しを含めて厳正に対処してまいります。

資金分配団体審査委員・コンプライアンス委員以外の委員についても、現行規程に加えて、役職員同様、資金分配団体にはなれないこととし、すべての委員が資金分配団体の役職員にはならない状態を実現します。

加えて、資金分配団体審査委員・コンプライアンス委員以外の委員が役職員となる団体が「民間公益活動団体」となるために助成申請した場合は、同委員が意思決定に一切関与しない状況が担保されているかをコンプライアンス委員会等で確認していきます。

また、当該役職員・委員が財団設立準備会への大口寄付者（100万円以上）である場合には、国民目線から疑義が生じないように、資金分配団体・民間公益活動団体とはならないことを確認しており、かつそれ以外の寄付者について

も特に厳格に利益相反審査を行うこととしております。(また、当該役職員・委員退任後も厳格な利益相反審査の対象となります。)。法人寄付者についても、資金分配団体・民間公益活動団体にならないことを確認しております。

また、助成後については監査によって、利益相反関係がないかのチェックがあり、また公益内部通報制度の整備や、利益相反関係についての年の2回の役職員からの報告など包括的なチェック体制があります。問題発生時にはコンプライアンス委員会による審査・調査が行われることを通して、指定活用団体関係者が関わる団体への助成を防ぐ仕組みになっています。

最後に役職員および委員は、審議事項や業務遂行に関し判断の中立性・公正性に疑義(利益相反)を生じさせるおそれのある事情がある場合には、理事長に対して遅滞なく申告を行う義務を定め、徹底していく予定です。

【公正な業務運営のための具体的な実効施策】

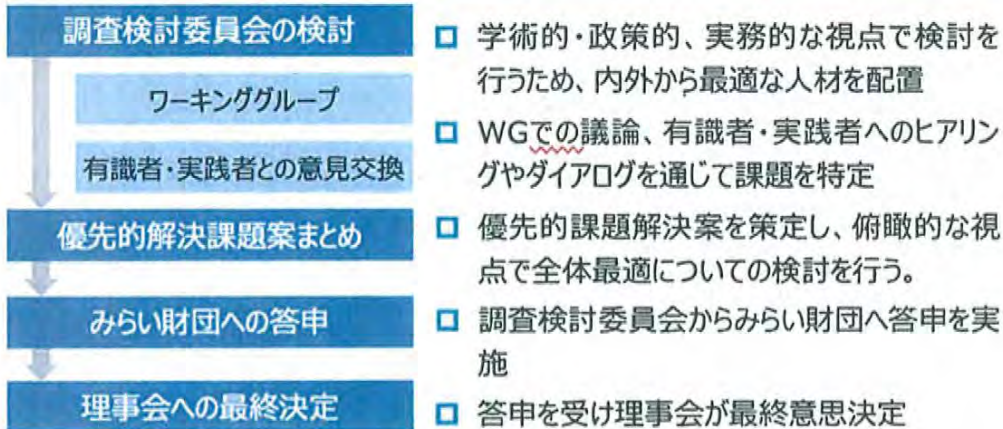
さらに基本方針では「限られた休眠預金等に係る資金を公正かつ効率的に活用するため、指定活用団体において我が国が抱える社会の諸課題を把握し、分析した上で、「優先的に解決すべき社会の諸課題」を決定する必要がある」と書かれています。

つまり、休眠預金は限られたものですので、公正でありつつもバラマキにならず、効率的に活用するために優先順位をつけて課題設定する必要がある、とされています。

そこで、私たちは調査検討委員会において検討を行い、かつワーキンググループでの議論や有識者・実践者とのダイアログを通じて課題を設定していきます。

⇒次ページに続く

プロセス



このように多くの専門家や実践者、有識者を巻き込んで課題設定していくことで、独断的で上からの一方的な取り組みにならずに、多くの意見を民主的に応答的に取り込むことで公正性を担保し、かつそこに優先順位をつけていくと言う難しい課題をクリアできると考えています。

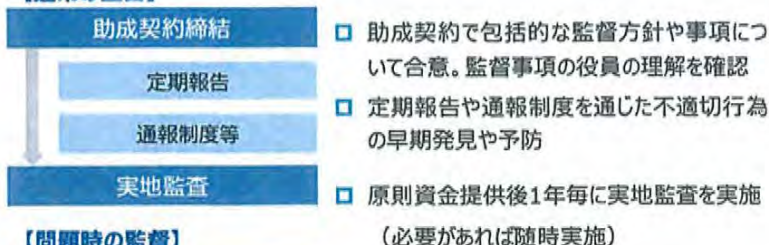
【資金分配団体が公正な業務運営をするために】

また、基本方針においては、資金分配団体が資金助成や運営そのものに対し公正性を担保できるかどうかを指定活用団体が「確認」し、また助成や団体運営においても公正性を担保できるよう管理監督を行っていく旨が明示（P. 13、21）されています。

こうした資金分配団体へのアプローチについても、企画書でも具体的に述べたように、選定・管理と共に伴走支援を含めた育成を両輪で行っていく予定です。

プロセス

【通常の監督】



【問題時の監督】

